

8 直圧直結給水の取扱い

直圧直結給水とは、配水管の水圧で末端の給水用具まで直接給水するものをいい、給水できる階高は最大で3階までとする。

（2階建て建物の屋上部分に水栓を設ける場合も3階直結給水とみなします）

ただし、3階建て建物の屋上部分に給水栓（散水用等の単独水栓に限る。）を設置する場合は、水理計算を行い、給水に支障がないことが確認された場合に限り、設置することができる。

8.1 適用要件

（1）政令第6条（給水装置の構造及び材質の基準）の基準に適合すること。

（2）使用用途が、直結による給水が認められるもの（下の【直結給水が認められないもの】に該当しないもの）であること。

※ 使用用途によっては、受水タンク方式が適する場合があるので、下の【受水タンク方式が適当なもの】に留意すること。

（3）当該地区における配水管の最小動水圧、建物の所要水量、最大給水高さ等を勘案し、末端給水栓までの直圧給水が可能であること。

※ 特に水圧の必要な器具を設置する場合等は、建物の所要水量のほか、当該地区の配水管の最小動水圧に留意すること。

【直結給水が認められないもの】

- ① 一時に多量の水を使用する、又は使用水量の変動が大きい施設、建物等で、配水管の水圧低下を来すもの
- ② 毒物、劇物、薬品等の危険な化学薬品を取扱い、これを製造、加工又は貯蔵する工場、事業所及び研究所例：クリーニング、写真及び印刷・製版、石油取扱、染料、食品加工、めっきなどの事業を行う施設

【受水タンク方式が適当なもの】

- ① 常時一定の水圧、水量を必要とするもの
- ② 断水した場合に、業務停止となるなど影響が大きい施設及び設備停止により損害の発生が予想される施設

例：ホテル、飲食店、救急病院等の施設で断水による影響が大きい場合

食品冷凍機、電子計算機等の冷却用水に供給する場合

特に、冷凍機の冷却水等、継続的な給水を必要とするものに対しては、水道が配水管の工事等で断水した場合、直結給水では大きな損害を被ることがあるため、平常時において直結給水の給水が可能であっても、受水タンク方式とすることが適当である。

8.2 配水管最小動水圧の事前確認

直圧直結給水の工事申請に先立ち、市水道部にて工事予定場所が「0.20MPa」以上の地域か、「0.17MPa」以上の地域かを確認し、提示された水圧で給水計画を立てること。

8.3 提出書類

工事申込書及び設計図のほか、必要に応じて下記の書類を提出すること。

- ・三階までの直結給水に関する条件承諾書→3階直結給水の場合
- ・流量計算書 →3階直結給水の場合
- ・メーター設置表 →メーターを複数設置する場合

9 増圧直結給水の取扱い

増圧直結給水方式は、配水管から引き込まれた給水管に、配水圧を増圧するためのポンプ設備（増圧給水設備）を直結し、配水管の圧力に影響を与えることなく、配水圧では給水できない中高層階へ給水する方法である。

増圧給水設備は、増圧ポンプ、逆流防止用機器及び制御装置等で構成されたもので、日水協規格適合品（呼び径20～75mmの製品）とする。

親メーター引換時等に断水による影響を回避するため、メーターバイパスユニット（適用口径20mm～75mm）を設置すること（メーターバイパスユニットは、メーター引換時にはバイパス側を通水させ、断水を回避できるものである。）。

9.1 適用要件

（1）対象建物

原則として、増圧ポンプの性能内で給水できる建物とする。

ただし、口径13mm及び100mm以上のメーターバイパスユニット・増圧ポンプは製造されていないので注意すること。

（2）適用除外

毒物、劇物、薬品等の危険な化学物質を取り扱い、これを製造、加工、又は貯蔵する工場、事業所及び研究所等は適用を除外する。

（例）クリーニング、写真及び印刷・製版、石油取扱、染色、食品加工、めっき等の業を営む施設

（3）受水タンク方式が適当なもの

原則として、断水した場合に業務停止となるなど影響が大きい施設及び設備停止により損害の発生が予想される施設は、「受水タンク方式」とすること。

（例）ホテル、飲食店、救急病院等の施設で断水による影響が大きい場合
食品冷凍機、電子計算機の冷却用水に供給する場合

9.2 配管構造等

配管構造等については、「給水装置設計・施工基準」によること。

9.3 提出書類

工事申込書及び設計図のほか、下記の書類を提出すること。

- ・増圧給水設備設置（□新設・□既設使用）条件承諾書
- ・増圧給水設備等（設置・変更・廃止）状況調査表
- ・メーター設置表（メーターを複数設置する場合）

9.4 増圧給水設備を取り替える場合の取扱い

既設増圧給水設備を使用している建物において、故障等で増圧ポンプ等を取り替える場合の取扱いは、一般の改造工事として取扱う。

ア 提出書類及

工事申込書及び設計図のほか、下記の書類を提出すること。

- ・増圧給水設備等（設置・変更・廃止）状況調査表

設計図は実施工部分（取り替える増圧給水設備等）について実線で記入すること。

なお、取り替える増圧給水設備以降の既設部分については、「以下、既設管に接続」と記入し省略しても良い。

9.5 既設配管を使用する場合の取扱い

受水タンク以下の装置を、増圧給水設備以下で使用する場合は改造工事とする。

この場合は、指定給水装置工事事業者による事前確認においてあらかじめ当該配管材料の材質、耐圧及び水質を確認が必要となるので「本節10 受水タンク以下装置を直結給水に切り替える場合の取扱い」により確認すること。

9.6 増圧給水設備設置者に対する指導

増圧直結給水方式では、直圧方式の給水装置と異なりポンプ等の機器を使用して給水するため、機械部分等の故障により逆流の危険及び正常な各戸への給水が損なわれるおそれがある。

そこで、1年以内ごとに1回以上点検を行う義務（給水条例施行規程第8条の2）があることを設置者等へ理解させ、増圧直結給水方式における事故防止を図るため、「増圧給水設備以下の給水装置維持管理」を設備の設置者（所有者又は管理人）に手渡し、管理上の注意事項を周知すること。

ポンプ故障等の緊急時に備え、管理会社の連絡先を管理人室等に常備し使用者にも十分周知するとともに、ポンプ室周辺の外部からも人目につきやすい位置に表示板等を設置すること。

表示板例

故障時の連絡先

ポンプの故障等が生じた時は、下記へご連絡ください。

1. 建物管理者	連絡先	名称	〇〇〇
		電話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
2. 水道指定業者		名称	〇〇〇
		電話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
3. ポンプ設置会社		名称	〇〇〇
		電話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

40cm以上

30cm以上

大きい赤字

10 受水タンク方式の取扱い

受水タンク方式は、建物の階層が多い場合又は一時に多量の水を使用する需要者に対して、受水タンクを設置して給水する方式である。次のいずれかに該当する場合は、受水タンク式給水とする。

- (1) 直結式給水では需要者の必要とする水量、水圧が得られない場合
- (2) 災害時や事故等による水道の断減水時にも、即時の影響の回避が必要な場合。
例：入院・手術・透析施設のある病院・学校・ホテル・飲食店中心のテナントビル等
- (3) 一時に多量の水を使用するとき、又は使用水量の変動が大きいとき等に、配水管の水圧低下を引き起こすおそれがある場合。
- (4) 配水管の水圧変動にかかわらず、常時一定の水量、水圧を必要とする場合。
- (5) 有害薬品を使用する工場等、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある場合。
例：メッキ工場・石油化学工場・生物化学研究施設等

10.1 メーター設置要件

受水タンク以下装置は、給水装置には該当しないため、受水タンク以下には原則としてメーターは設置しない。

しかし一定の要件に該当する受水タンク以下装置について、申請があった場合は市メーターを設置するが、以下の要件を満たしているものでなければならない。

- (1) メーターを設置する受水タンク以下装置（以下「当該装置」という。）に、次のすべてに適合する住宅部分があること。
 - ア 住宅部分と非住宅部分が区分されていること。
 - イ 住宅部分の水道がもっぱら家事の用に使用されること。
 - ウ 住宅部分各戸の水道使用者がそれぞれ異なること。
- (2) 当該装置の配管構造、維持管理等に関して市が定めた条件を所有者等が承諾すること（「受水タンク以下メーター設置条件承諾書」を参照のこと。）。

10.2 メーター設置基準

「四章 給水装置設計・施工基準 15メーター設置の取扱い」による。

10.3 メーター設置等の申請手続

- (1) 分岐～受水タンクまで貯水槽水道(設置・変更・廃止)届
工事申込書及び設計図のほか、下記の書類を提出すること。
 - (ア) 貯水槽水道(設置・変更・廃止)届
- (2) 受水槽以下装置（受水タンク以下装置の各戸にメーターを設置する場合）
 - (ア) 受水タンク以下装置（新設・改造）水道メーター設置承認申込書（第4号様式）
 - (イ) 設計図
 - (ウ) 貯水槽以下装置水道メーター設置条件承諾書
 - (エ) メーター設置表（共同住宅等でメーターを複数設置する場合）

注：受水タンク以下にメーターを設置しない場合は（2）は不要

10.4 メーター設置等の承認

市は提出された書類及び設計図に基づいて、(1)から(3)について審査し、メーターの設置要件等に適合している場合は、メーターの設置又は改造を承認する。

ただし、(4)及び(5)の場合は、承認を拒否又は保留する。

- (1) 当該装置がメーター設置要件及び設置基準に適合すること。
- (2) メーター設置方式(経由方式又は総括方式)がメーター設置基準に照らして適当であること。
- (3) メーター室に複数のメーターを設置する場合、規則性が確保されていること。
- (4) 直結装置についての施行承認又は給水が拒否又は保留されている場合
- (5) 設計図のみで審査が困難な場合は、現場調査等で適合を確認するまで承認を保留する。

10.5 完成図の提出

受水タンク以下装置に市メーターを設置した場合は、工事完成后、受水タンク以下装置の完成図を提出すること。

10.6 現場調査

市は提出された完成図に基づき、申請のあった受水タンク以下装置が承認要件に該当していることを調査する。

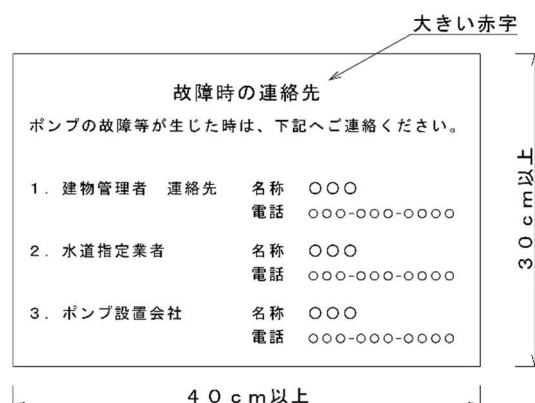
調査により手直しを指示された場合は、指定された期間内に手直しを行い、再調査を受けなければならない。

10.7 受水タンク設置に対する指導

受水タンク方式では、直圧方式の給水装置と異なりポンプ等の機器を使用して給水するため、機械部分等の故障により各戸への給水が損なわれるおそれがある。

ポンプ故障等の緊急時に備え、管理会社の連絡先を管理人室等に常備し使用者にも十分周知するとともに、ポンプ室周辺の外部からも人目につきやすい位置に表示板等を設置すること。

表示板例



11 受水タンク以下装置を直結給水に切り替える場合の取扱い

本取扱いは、既に受水タンク方式で給水している建物を、直圧直結給水又は増圧直結給水方式に切り替える場合の取扱である。

11.1 適用要件

- (1) 「本節8 直圧直結給水の取扱い 適用要件」又は「本節9 増圧直結給水の取扱い 適用要件」に規定する基準を満たすこと。
- (2) 既設管の材質確認、耐圧及び水質の試験を行い、市が別に定めるに規定する基準を満たすことが確認できること。
- (3) 直結直圧給水にあつては、階高が3階までであること。
- (4) 増圧直結給水に改造する場合は、親メーターにメーターバイパスユニットを設置すること。
なお、メーターの口径が100mm以上の場合は、断水による影響が少ない建物であること（複数の建物がある場合は原則不可とする。）。
ただし、口径13mm及び100mm以上のメーターバイパスユニットは製造されていないので注意すること。
- (5) 配管構造が、「第四章 給水装置設計・施工基準」に規定する基準を満たすものであること。

11.2 配水管最小動水圧の事前確認

「本節8 直圧直結給水の取扱い 配水管最小動水圧の事前確認」による。

11.3 既設の受水タンク以下装置の事前確認に関する取扱い

指定給水装置工事事業者による事前確認においてあらかじめ当該配管材料の材質、耐圧及び水質を確認が必要となるので「第四章 給水装置設計・施工基準 9既設の受水タンク以下装置を給水装置と使用する場合の措置」により確認すること。

- (1) 指定給水装置工事事業者による事前確認の概要
 - ア 既設配管の材質の確認
 - イ 耐圧の確認
 - ウ 水質（又は浸出性能）の確認

11.4 提出書類

8.3又は9.3に加え、下記の書類を提出すること。

- ・貯水槽水道(設置・変更・廃止)届
- ・耐圧試験記録
- ・水質試験報告書

12 増圧給水設備以下の給水装置に関するメーター設置の取扱い

給水装置にメーターを設置する基準は、原則として1建築物に1個のメーターを設置するものであるが、増圧給水設備以下の給水装置について、一定の要件に適合する場合は、給水条例第23条第1項及び施行規程第18条の規定に基づき、使用者等からの申請により、例外措置としてメーターを設置する。

12.1 メーター設置要件

市がメーターを設置する増圧給水設備以下の給水装置は、次の要件を満たしているものでなければならない。

- (1) メーター設置する増圧給水設備以下の給水装置（以下「当該装置」という。）に次のすべてに適合する住宅部分があること。
 - ア 住宅部分と非住宅部分が区分されていること。
 - イ 住宅部分の水道がもっぱら家事の用に使用されること。
 - ウ 住宅部分各戸の水道使用者がそれぞれ異なること。
- (2) 当該装置の配管構造、維持管理に関して当市が定めた条件を申請者等が承諾すること（「増圧給水設備設置条件承諾書」を参照のこと。）。

12.2 メーター設置基準

「給水装置設計・施工基準15 メーター設置の取扱い」による。

12.3 メーター設置等の申請手続

指定事業者は、注文者から増圧給水設備以下の給水装置の各戸にメーターを設置する工事、又はメーターを設置している既設の受水タンク以下装置を増圧給水設備以下の給水装置に切り替える工事の依頼を受けた場合は、メーター設置の承認要件を十分説明し、了解を得たうえで工事を請負い、必要な申請手続を行うこと。

- (1) 新たにメーターを設置する場合

ア 提出書類

工事申込書及び設計図のほか、必要に応じて下記の書類を提出すること。

- ・増圧給水設備設置（□新設・□既設使用）条件承諾書
 - ・増圧給水設備等（設置・変更・廃止）状況調査表
 - ・メーター設置表（共同住宅等でメーターを複数設置する場合）
 - ・貯水槽水道（設置・変更・廃止）届
 - ・耐圧試験記録
 - ・水質試験報告書
- } 受水タンク方式から改造する場合は提出

- (2) メーターの設置されている既設の増圧給水設備以下の給水装置を改造又は撤去する場合

ア 提出書類

工事申込書及び設計図のほか、必要に応じて下記の書類を提出すること。

- ・増圧給水設備設置（□新設・□既設使用）条件承諾書（改造する場合）
- ・増圧給水設備等（設置・変更・廃止）状況調査表（改造する場合）

- (3) メーターの設置されている既設の受水タンク以下装置を改造し、増圧給水設備以下で使用する場
合

ア 提出書類

工事申込書及び設計図のほか、下記の書類を提出すること。

- ・ 増圧給水設備設置（□新設・□既設使用）条件承諾書
- ・ 増圧給水設備等（設置・変更・廃止）状況調査表
- ・ 貯水槽水道（設置・変更・廃止）届
- ・ 耐圧試験記録
- ・ 水質試験報告書

12.4 メーター設置等の承認

市は、提出された書類及び設計図に基づいて、（１）から（３）について審査し、メーターの設置要件等に適合している場合は、メーターの設置又は改造を承認する。

ただし、（４）及び（５）の場合は、承認を拒否又は保留する。

- （１）当該装置がメーター設置要件及び設置基準に適合すること。
- （２）メーター設置方式（経由方式又は総括方式）がメーター設置基準に照らして適当であること。
- （３）メーター室に複数のメーターを設置する場合、規則性が確保されていること。
- （４）施行承認又は給水が拒否又は保留されているもの
- （５）設計図のみで審査が困難な場合は、現場調査等により適合を確認するまで承認を保留する。

13 給水管更生工事に関する取扱い

給水管更生工事（以下「更生工事」という。）とは、給水管内面に発生した錆が原因となって、赤水や出水不良をきたしている給水管を、布設したままの状態です錆を除去（クリーニング）し、防錆をかねた樹脂系塗料を管内面に塗布（ライニング）することによって、新たな錆の発生を防止し、赤水や出水不良の解消を図る工事である。本来、著しく経年劣化している給水管は取替することが望ましいが、配管状況等により給水管の取替が困難な場合に行う、暫定的な延命対策である。

給水装置及び市のメーターが設置された受水タンク以下装置の更生工事を施工する場合の取扱いは次のとおりとする。

13.1 要件

- （１）対象となる給水管が、金属製（鋼管、ライニング鋼管、鋳鉄管等）であること。
なお、水道メーター及び伸縮部分を有する配管・給水用具を除く。
- （２）指定事業者が配管等の事前調査を行い、施工可能と判断したものであること。

13.2 設計審査等

(1) 審査内容

上記「13.1 要件」に適合することを確認する。

(2) 提出書類

工事申込書及び設計図のほか、下記の書類を提出すること。

更生工事部分：赤色の実線とし、管種記号は「E L：エポキシライニング」＋管種とする
(例：「E L」GP、「E L」VLP-B等)。

・給水装置更生工事施行条件承諾書

なお、市から条件承諾書の写しが手交されるので、申請者へ渡すこと。

・給水管更生工事施行状況報告書

(3) 設計審査手数料

その他（改造）工事とする。

13.3 逆止弁の設置

更生工事を行った給水装置（以下「更生給水管」という。）を経由して給水するに当たっては、施工箇所の上流側に逆止弁を設置すること。

ただし、施工箇所が、既設逆止弁（増圧給水設備内の減圧式逆流防止器を含む）下流側の場合は不要とする。

13.4 工事完了後の構造及び材質基準の適合確認

更生給水管の状態確認ができる書類及び水質試験の結果が分かる書類等を提出し、次の（１）から（４）の確認を受けるまで更生給水管を経由して給水してはならない。

ただし、仮設受水タンクの下流側に更生給水管を接続する場合を除く。

なお、水質試験の結果等に異常がある場合は、クリーニング作業から再施工するか、新設配管に取替える等の措置が必要となる。

(1) クリーニング後の状態確認

ア 鋼管及び鋳鉄管（内面被覆のないもの）

管内面のクリーニング程度は、国際標準規格（ISO 8501-1）のSa2 1/2 以上であること。

イ ライニング鋼管

錆・ふくれ及び付着物が除去されていること。

(2) 塗料及び塗膜状態の確認

ア 塗料はJWWA K143 又はJWWA K157 に規定する物性試験・浸出試験に適合したものであること。

イ 塗膜の厚さが、0.3mm以上であること。

ウ 放電式ホリデーディテクタ（ピンホール探知器、印加電圧1000～1200V）でピンホールが無いことを確認したものであること。

エ 硬度が、鉛筆硬度H以上であること。

(3) 浸出等に関する基準の確認

塗膜状態の確認後、仮設給水設備の蛇口を用いて更生給水管を試験通水し、水道水を毎分5 L

の流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させた水を採取するとともに、更生給水管内の水をすべて入れ替えた後の水を対照水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質試験を行うこと。

試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とし、これらの項目が「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」における「浸出等に関する基準」（以下「浸出基準」という。）を満足していることを確認すること。

（4）耐圧の確認

試験水圧0.75MPaとし、1分間水圧を加えた後、漏水の無いことを確認すること。

13.5 通水後の確認

更生給水管に切替え後、すべての給水栓における水について塗料臭の無いこと及び残留塩素（0.1mg/L以上）が検出されること等の水質の安全性並びに漏水の無いことを確認すること。

13.6 工事完成後の調査等

（1）提出書類

ア 更生工事行った状態が確認できる書類

イ 完成図（配管替を伴わない場合、完成図の提出は不要とする。）

（2）現場の調査

市は、配管替を伴わない場合であっても、当該給水装置主任技術者に立会を求め、メーター設置状況等について調査を行う。

（3）工事検査手数料

改造工事とする。

14 メーターの隔測装置設置に関する取扱い

水道使用者等の希望によりメーターの隔測装置を設置する場合の取扱いは、「四章 給水装置設計・施行基準」によるほか、次のとおりとする。

14.1 事前協議

指定事業者は、注文者から隔測装置を設置する工事の依頼を受けた際は、市と事前協議を行った後、必要な申請を行うこと。

14.2 施行承認

市は、水道使用者等からの申請があり、下記の承認要件を満たす場合、メーターの隔測装置施行を承認する。

（1）メーターの設置基準に適合するもの

（2）メーターの隔測装置工事基準に適合するもの

（3）設置メーターを原則として1箇所で見針できるもの

15 住宅用スプリンクラーに関する取扱い

住宅用スプリンクラーを給水装置又は市のメーターが設置された受水タンク以下装置の一部として施行する場合の取扱いは次のとおりとする。

15.1 設計調整

住宅用スプリンクラー設置に当たって設計・施行前に、製造メーカー又は各消防署と十分な打合せを行うこと。

15.2 提出書類

(1) 工事申込書及び設計図のほか、下記の書類を提出すること。

・住宅用スプリンクラー設置条件承諾書

15.3 施工者

施工については、製造メーカー又は消防設備士の指導のもとに実施すること。

16 私設メーター設置に関する取扱い

私設メーターを給水装置又は受水タンク以下装置の一部として市メーター先に設置する場合の取扱いは次のとおりとする。

(1) 工事の施行者

設置に係る工事は、指定事業者施行とする。

(2) 工事の費用負担

設置者等の負担とする。

(3) 設置個数

設置は必要最低限の個数とすること。

(4) 私設メーターの表示

市メーターと容易に判別できるようアクリル板等の表裏に「私設メーター」と書いた表示板を作成し、私設メーターの本体に取り付けること。

また、市メーターのふた部分に表示されている「市のシンボルマーク」又はこれと混同しやすい表示の私設メーターの使用を避けること。

(5) 設計図及び完成図への記載

私設メーターは、市メーターと同じ表示記号で記載し、引き出し線を用いて「私設メーター」と付記すること。

17 給水装置の主管部に設置する活水器及び浄水器等の取扱い

水道水の水質保全及び水質責任範囲を明確にするため、活水器及び浄水器等（以下「活水器等」という。）の設置及び維持管理に関する取扱いは、次のとおりとする。

17.1 提出書類

工事申込書及び設計図のほか、下記の書類を提出すること。

・活水器等設置申請書

17.2 維持管理

- (1) 市の水質責任範囲は、活水器等の上流側までとし、これより下流側は設置者の自己責任とする。
- (2) 市が対応する水質検査は、原則として活水器等の上流側の水栓で行うものとする。

18 給水補助加圧装置に関する取扱い

給水補助加圧装置の設置に関しての取扱いは、次のとおりとする。

18.1 提出書類

工事申込書及び設計図のほか、下記の書類を提出すること。

- ・給水補助加圧装置設置申請書

18.2 設置条件

- (1) 日本水道協会の認証付帯条件を遵守すること。
 - (2) 特定の給水器具の補助加圧に使用し、すべての給水器具を対象に加圧しないこと。
 - (3) 給水補助加圧装置の一次側に止水栓を設置すること。
 - (4) 原則として単独給水管に設置すること。
- ただし、連合給水管において、流量計算上必要な水量を得られ、かつ、他の使用者すべての同意が得られた場合にはこの限りではない。

18.3 その他

- (1) 必要に応じて流量計算書を提出すること。
- (2) 耐圧試験は、給水補助加圧装置をはずした状態で実施すること。

19 直結型非常用貯水槽（管）設置に関する取扱い

直結型非常用貯水槽（管）（以下「貯水槽」という。）を設置に関しての取扱いは、次のとおりとする。

19.1 設置条件

- (1) 貯水槽及び付属する給水器具等は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合したものであること。
 - (2) 設置箇所の上流側に止水用器具、逆止弁を近接して設置すること。
- ただし、貯水槽本体に逆流防止性能基準を有している場合は、逆止弁の設置は不要とする。
- (3) 貯水槽に「災害時用」、「非常時用」等の表示をおこなうこと。

19.2 その他

- (1) 設置箇所以降の使用水量が貯水槽に停滞を生じさせないよう十分な水量であることを確認できる計算書等を必要に応じて提出すること。
- (2) 設計図及び完成図への記載は、「特殊器具」扱いとし「品名」等を付記すること。
- (3) 市の水質責任範囲は、貯水槽の上流側までとし、これより下流側は設置者の自己

責任とする。

(4) 市が対応する水質検査は、原則として貯水道の上流側の水栓で行うものとする。

(5) 指定業者は、製品の使用方法及び水質責任範囲を申込者に説明を行うこと。

20 受水タンク及び高置タンクに設置する非常用給水栓に関する取扱い

大規模震災等により市から水の供給ができない場合、受水タンク及び高置タンク内の水を有効活用するために設置する給水栓（以下「非常用給水栓」という。）の設置に関する取扱いは、次のとおりとする。

(1) 申請対象

タンク以下装置に市の子メーターが設置されているマンション等を対象とする。

なお、市の子メーターが設置されていない場合は、所有者等の責任において設置することとし、申請（届出）は不要とする。

(2) 申請手続

ア 申請場所

昭島市水道部工務課給水係

イ 提出書類及び記入方法

(ア) 受水タンク及び高置タンクへの非常用給水栓設置申請（届出）書

必要事項の記入及び押印をして提出すること。

(イ) 給水栓の設置及び措置状況が判る写真（カラーコピーも可とする）

(3) 誓約事項の遵守

設置に当たっては、市に提出する「貯水槽への非常用給水栓設置申請（届出）書」に記載された、次の誓約事項を遵守し適正に維持管理すること。

【誓約事項】

① 非常用給水栓の設置は、受水タンク及び高置タンク毎に1～2個程度とする。

また、設置に当たっては、受水タンク等の強度を損なうことのないよう、指定給水装置工事事業者や製造業者等と調整し設置すること。

② 非常用給水栓には「災害時以外使用不可」等の表示看板を設置すると共に、キー付水栓や結束バンド、若しくは蛇口のハンドルを取り外す等の措置を講じること。

③ 非常用給水栓は、災害時のみの使用とし、ポンプ故障や自然濁水、計画的工事等、一時的な断水や濁水時には使用しないこと。

④ 昭島市給水条例第43条の5に基づき、受水タンク及び高置タンク（非常用給水栓を含む。）を適切に管理すること。

⑤ 非常用給水栓が破損、損傷等した場合は、所有者及び管理責任者の責任において速やかに修繕を行うこと。

また、破損、損傷等による漏水や災害時以外の一般使用が認められた場合は、使用量に対する料金請求に応じること。

⑥ 非常用給水栓の設置完了後は、非常用給水栓の設置状況や表示看板等の措置状況等が判る写真を提出すること。

- ⑦ 所有者、管理責任者及び連絡先等に変更があった場合は、本申請書を新たに作成し提出すること。

21 その他の取扱い

21.1 給水条例第41条第2項に定める基準に適合している事の確認の申込み

市から給水装置の適正な措置を受けていない対象設備にそのまま給水することは、水道の管理に支障が生じるおそれがあるため、市は法第16条の2第3号の規定に基づき、給水を拒否せざるを得ないこととなる。

しかし、承認を得なかった等の理由だけで、永久に給水を拒否することは、法の趣旨に反することとなるため、市では当該給水装置の所有者等から給水を受けたい旨の申し込みがあった場合は、当該装置が水質汚染や出水不良等の悪影響がないこと等、水道の管理に支障がないことを確認した後、給水を承認することとしている。

(1) 対象設備

ア 給水条例第12条第1項の承認を受けないで設置した給水装置であるため、給水申し込みを承認されないものが、当該給水装置を使用して給水を受けようとするとき

イ 市又は指定事業者以外の者が施行したものであるとき

オ 次の既設設備を給水装置として使用し、給水を受けようとするとき

ただし、切替工事を指定事業者において施行するときは、新設工事として申請すること。

(ア) 井水設備

(イ) 専用水道設備

(ウ) 受水タンク以下設備

(2) 確認の申し込み方法

ア 「給水装置確認申込書」に必要事項の記入及び押印の上、「設計図及び完成図の作成方法」により作成した完成図を1部を添えて、給水係へ提出すること。

イ 申込者は、給水条例第38条(5)に定める手数料を納入すること。

ウ 確認は、市が申込者と相談して日時を決定し、申込者立会いの下に当該装置が給水装置としての要件を満たしていることを確認する。

なお、現場確認のため掘削等を要する場合は、申込者が掘削すること。

21.2 断水を伴う工事について

(1) 給水管

ア 給水管の断水を行う場合は、事前に施設図等で断水する住居を確認すると共に昭島市水道部と場所、日時等の協議を行う事。

イ 断水が起こる住居(住民)に説明を行い、了解を得た後に施工すること。

ウ 施工前、施工後に水道部に施工連絡を行う事

(2) 配水管

配水管の断水を行う工事は原則認めない。

サドル付分水栓や割T字管による施工とすること。

22 水道管理図等の写しの交付及び閲覧等に関する取扱い

市で管理する水道管理図は、水道管理図情報システムにより画面表示される「水道施設図」と「給水装置図」があります。

写しの交付及び閲覧等についての取扱いは次による。

22.1 「水道施設図」の閲覧及び写しの交付

水道施設図は画面で閲覧することができ、水道管の口径や埋設位置、給水管の口径や止水栓・水道メーターの位置等を確認できます。

- (1) 提出書類 窓口にて「水道管理図閲覧申込書」に必要事項を記入すること。
- (2) 費用 閲覧は無料 複写代 カラー印刷50円 白黒印刷10円

22.2 「給水装置図」の閲覧及び写しの交付

給水装置図とは給水装置の新設・改造等の工事の際に提出された書類を言います。

- (1) 給水装置図を閲覧又は交付の申請をできるかた
 - ア 当該水道所在地の給水装置所有者（申込書の申込者）
 - イ 当該水道所在地の水道使用者（現在の水道使用者）
 - ウ 当該水道所在地の管理者
 - エ 1から3の代理人のかた
- (2) 申請方法
 - ア 窓口にて「水道管理図閲覧申込書」を記入し、本人確認書類（注1）を提示してください。
 - イ 代理人のかたが申請する場合は、「委任状」の提出が必要です。
不動産売買等の媒介契約による場合は、媒介契約書（専属専任・専任・一般のいずれか）の写しの提出でも結構です。
 - ウ 媒介契約書等に記載されている名称が代表者等となっており、窓口に来られた申請者と異なる場合は、その組織に属している証明（社員証）と、本人確認書類（注1）の提示を求め、申請者の本人確認及び契約書等との照合を行います。
 - エ 申請者本人又は委任状の委任者が1から3に当たらない場合（給水装置の名義変更がされていない、土地を購入したかたなど）は売買契約書の写し・全部事項証明書（登記簿謄本）など、その所有を推定できるものを提示してください。
（注1）本人確認書類とは、運転免許証やパスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カードなどの官公庁が発行している顔写真付き身分証明書です。
- (3) 手数料（給水条例第38条1項6号）
1件につき200円（写しの交付代を含む）

22.3 その他

指定工事店が給水装置工事を受注している場合、設計図を描くため必要となる「水道管理図」及び「給水装置図」は市が必要と認める範囲において、無料で交付する。

工事受注前においては、22.1及び22.2の取扱いとする。

23 修繕工事

23.1 修繕工事の範囲

修繕工事とは原則として、給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓などの部分的な破損箇所を修理する工事で適用範囲については、概ね次にあげる場合による。

なお、修理箇所の前後に鉛管や老朽管がある場合、工事後の破損等を未然に防止する目的で、最小限の範囲で鉛管や老朽管を解消することもできるものとする。

- ① 漏水している給水装置
- ② 出水不良又は水質不良の原因と考えられる給水装置
- ③ 給水用具等の故障修理
- ④ 上記①～③との接合に必要な範囲の給水装置

「給水装置の原形を変えない」とは、給水管であれば、口径や配管経路が同じことをいう。材質については、構造材質基準に適合していることが確認できれば、いずれかを問わない。

給水用具にあっては、同種の機能を有するものをいい、用途が異なるものや、数量が増える場合などは含まれない。なお、破損部分が不明又は修理できない箇所である場合で、必要最小限の範囲で給水管を切り回した工事については、修繕工事とみなすことがある。

23.2 漏水修理の場合

漏水の場合には、二次災害の防止及び出水不良の解消のために使用者等からの修理依頼に対し、迅速に工事対応する必要がある、修理のための必要最低限の配管の布設替や切り回し、給水用具等の取替について、修繕工事として施行することができる。

23.3 出水不良、水質不良を改善する場合

出水不良、水質不良を改善するために緊急に施工する必要があると認められる場合は、最小限の範囲で給水管及び給水器具の取替について、修繕工事として施行することができる。

23.4 給水用具等の故障修理

止水栓、仕切弁、給湯器、メーターボックス、止水栓きょう、その他給水用具の故障については、部分的な施行範囲であれば、修繕工事として施行することができる。

給水用具にあっては、同種の機能を有するものをいい、用途が異なるものや、数量が増える場合などは含まれない。

ただし、給水用具の内、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等末端給水器具の部品の取替えて配管を伴わないものは、省令第13条に規定する「給水装置の軽微な変更」に該当するので届出る必要はない。

第3節 関連事項

1 届出

市では、水道の使用関係が適正かつ円滑に行われることを目的として、水道使用者等に届出義務を負わせている。このため、使用者等は条例等に定められた事項に該当するときは、速やかに市に届出なければならない、これを怠ったために生じたことはすべて使用者等の責任とされる。

届出事項の主なものは、次のとおりである（給水条例第27条 届出の義務）

- (1) 水道の使用をやめるとき
- (2) 公衆浴場営業に水道を使用するとき又はその使用を廃止するとき。

- (3) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (4) 前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し、引き続いて使用するとき。
- (5) 使用者又は管理人に変更があったとき。
- (6) 所有者又は管理人の住所に変更があったとき。
- (7) 第7条第3号に定める者のうち、戸数に異動があったとき。

2 給水停止

市は使用者が水道料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他給水条例に定める給水停止事項に該当するときは、その理由が継続する間、その者に対する給水を停止する。

これは、使用者が債務を履行しないときなどに、その履行を促し、適正給水の保持及び料金徴収の確保を図るため、市が給水契約の約款に基づき自己の債務である給水を一方的に停止するものであり、これによって、直ちに給水契約の解約に結びつくものではない。

給水条例第42条（給水の停止）で規定する給水停止に該当する事項は次のとおりである。

- (1) 水道使用者等が給水条例第10条第3項に定める修繕費、第16条に定める工事費、第30条に定める料金及び第38条に定める手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道使用者等が正当な理由なく給水条例第33条の使用水量の点検又は第40条の検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水装置に水を汚染するおそれのある器物又は施設と連結して使用することを中止するよう警告を発しても、なお、これを改めないとき。

3 過料

市では、市の職務の執行を妨げた者又は不正の行為により料金を免れた者などに対し、給水条例の規定に基づき過料を科する。これは、水道事業の運営がその目的に沿って適正かつ円滑に行われるようにするため、運営を阻害する者に対する処罰として設けられたものである。

したがって、給水条例の規定に該当する者は市の給水契約の相手方に限らず、すべて過料の対象となる。

給水条例による過料に該当する者及びその額は、次のとおりである。

給水条例第44条（過料）

- (1) 第12条に定める市長の承認を受けないで、給水装置の工事を行った者
- (2) 所定の手続を経ないで給水を他人に有償分与した者
- (3) 詐欺その他不正の行為によって料金又は手数料の徴収を免れようとした者
- (4) 給水の停止又は中止中みだりに止水栓若しくは制水弁を開き、又は市長が施した封かんを破封した者
- (5) 水道メーターの正常な作用を妨害した者
- (6) 正当な理由なく給水条例第33条の使用水量の点検又は第40条の検査を拒み、又は妨げた者

給水条例 第45条（料金を免れた者に対する過料）

- (1) 詐欺その他不正の行為により料金、又は手数料の徴収を免れた者
徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下

「適切な作業を行うことができる技能を有する者」について

配水管から分岐して給水管を設ける工事等を施行する場合は、①～④のいずれかの資格が必要です。

番号	実施主体	資格名称	資格内容		摘要
			穿孔	配管	
①	水道事業者・日水協支部	水道事業体等によって行われた試験や講習により資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）で認定協議会により認定された資格	○	○	学識経験者、水道事業者及び管工事業者からなる中立的機関として「給水装置工事配管技能者認定協議会」により⑤の検定会と同等又は同等以上の講習課程等を経て資格を取得したと認定された者。
		水道事業体等によって行われた試験や講習により資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）で上記以外の資格（認定されていないもの）	×	○	認定協議会による認定に至らないが、給水管の接合等の講習課程等の修了者。 配水管の分岐穿孔の資格を有しない。
②	都道府県知事又は指定試験機関（都道府県職業能力開発協会）	配管技能士	×	○	職業能力開発促進法44条に規定する配管技能士。配水管の分岐穿孔の資格を有しない。
③	都道府県知事の認定を受けた職業訓練校	職業訓練校の配管科の課程修了者	×	○	職業能力開発促進法24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者。 配水管の分岐穿孔の資格を有しない。
④	（公財）給水工事技術振興財団	給水装置工事配管技能検定会の合格者（給水装置工事配管技能者）	○	○	配水管への分水栓の取付・穿孔及び給水管の接合等を行う「全国標準検定」と配水管への分水栓の取付・穿孔を行う「分岐穿孔のみの検定」があり、その技能レベルに関して判定を実施する。

注1 上記は厚生労働省が通知等により例示した資格等であるが、いずれの場合も配水管への分水栓の取付・穿孔及び給水管の接合等の経験を有している必要があります。

注2 資格内容欄の「穿孔」は配水管への分水栓の取付・穿孔の講習課程等の有無、「配管」は給水管の接合等の講習課程等の有無を表します。

注3 ①の下段の給水管の接合等の講習課程等の修了者、②の配管技能士、及び③の配管科の課程修了者は、配水管の分岐穿孔の資格を有しないため、⑤検定会の「分岐穿孔のみの検定」を合格することにより、各資格の給水管の接合等の資格と併せ技能を有する者として位置付けます。

注4 東京都水道局が発行した「分岐穿孔実務経験者確認証」は資格内容【穿孔○ 配管○】として取り扱う。

注5 国の発行する「給水装置工事主任技術者証又は免状」は技能を有する者に該当しません。

注6 ①及び④については、「現場経験が有る」ものとして取り扱う、それ以外の資格は接合等の経験をその都度確認する。

注7 75mm以上の配管を行う場合、上記の資格に加え「耐震継手管」の実務経験が必要です。（日水協に耐震継手の技能者として登録されている配水管技能者）

注8 ①～④以外の資格を認めないものではない。講習課程及び実務経験の確認により判断する。

配管口径・作業内容別必要資格表

配管 口径	実施 主体 資格 名称 作業 内容	水道事業者 日水協支部		都道府県職 業能力開発 協会	職業訓練校	(公財)給水 工事技術振 興財団	東京都		日本水道協 会	備考
		認定協議会 認定資格	非認定資格	配管技能士 (44条)	職業訓練校の 配管科の課程 修了者(24条)	給水装置 工事配管 技能者	分岐穿孔 実務経験者 確認証	配水管講習 会(手帳) 耐震継手講 習を修了	配水管技能 者登録証 (耐震継手 の技能)	
50 mm 以下	分岐 及び 配管	○				○	○			○をいづれ か1つ
	配管 のみ	○	○	○	○	○	○			○をいづれ か1つ
75 mm 以上	配管 のみ							☆	☆	☆をいづれ か1つ
	耐震型 割T字管 による分 岐・配管	○				○	○	☆	☆	○、☆を1 つずつ
「適切な作業を行うことができる技能を有する者」の確認								耐震継手管の技能確認		

耐震型割T字管により分岐を行う場合は「穿孔」と「耐震継手管」の実務経験が必要